

当院では、中国四国厚生局に以下の施設基準に適合している旨の届出を行っております。

- ・ 夜間・早朝加算
- ・ 明細書発行体制等加算
- ・ 短期滞在手術等基本料 1
- ・ 一般名処方加算
- ・ 医療情報取得加算
- ・ コンタクト検査料
- ・ 医科点数表第 2 部第 10 表手術の通則 5 および 6 に掲げる手術（黄斑下手術）
- ・ 網膜付着組織を含む硝子体切除術（眼内内視鏡を用いるもの）
- ・ 医療 DX 推進体制整備加算